

Q どうしても答えなければいけないの？

A もし、皆さまから正確な回答をいただけなかった場合、得られた統計が不正確なものになってしまいます。ひいては様々な政策や将来計画が誤った方向に向かったり、行政の公平性や効率性が失われたりする恐れがあります。また、「統計法」及び「国勢調査令」では、回答の義務について規定しています。

国勢調査の重要性をご理解いただき、調査票には漏れなく正確な回答をお願いします。

Q 個人情報を守られるの？

A 調査員や国勢調査に従事する者には、統計法により個人情報を保護するための厳格な守秘義務が課せられています。調査票に記入いただいた内容は、統計をつくる目的以外に使用することも法律で固く禁じられています。

また、調査票の管理についても、外部の人の目に触れないよう厳重に保管され、集計が完了した後はすべて溶かして再生紙として生まれ変わります。

Q 調査員の人に調査票を見られたくないのですが？

A 今回の国勢調査では、「記入内容を見られたくない」といった世帯が増加していること

から、できるだけ回答しやすく提出しやすい調査とするため、新たな調査の方式が導入されました。

① 調査票を封入して提出

以前の国勢調査では、調査員が回収時に記入漏れなどのチェックを行っていました。しかし、今回の国勢調査では、調査票と一緒に配布する封筒に記入済みの調査票を封入して提出いただけます。調査員は開封することなく役場へ提出するため、記入内容を見ることがありません。

なお、世帯の人から記入に誤りがないか確認を求められた場合には、調査員が確認を行いますので、確認後に封入ください。

② 郵送での提出（世帯が選択する方式）

調査票と一緒に郵送提出用の封筒（※郵送料の負担は必要ありません）を配布しますので、従来どおり調査員に手渡すか、郵送するかを選択できます。

Q 調査結果はいつごろ公表されるの？

A 人口・世帯数に関しては、速報で平成23年の1～2月に公表される予定です。すべての調査項目についての集計結果は、調査から約1年後の平成23年10月頃に公表され、その後より詳細な結果を順次公表される予定です。

Q 調査結果は何に使われるの？

A 調査結果は、地方交付税の算出や高齢者福祉対策、子育て支援のための施策、都市計画や防災計画などを立てるときの基礎資料として活用されます。

また、将来人口や世帯数の予測、生命表の作成や電力需要などの予測、学術研究など幅広く私たちの住みよい暮らしづくりのために役立てられます。

【総務省統計局HPアドレス】

<http://www.stat.go.jp/>

国勢調査へのご理解とご協力を
よろしくお願ひします。



〔国勢調査に関するお問合せは〕

桂川町役場 産業振興課 商工統計係

☎655・1106